

山形県インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「山形県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。

また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

私は、下記の 1 から 7 の事項について誓約します。

今般、山形県の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび山形県における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに山形県の指示に従い、山形県に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、山形県に対し一切異議、苦情などは申しません。

記

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しておりません。
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者ではありません。
3. 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者ではありません。
4. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
5. 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
 - (6) 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (7) 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 5-2. 前記 5 (1) から (7) のいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。
6. 次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 参加申し込み後、正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくはは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と山形県に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

7. 山形県の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「物件説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および入札物件の法制上の規制等についてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について山形県に対し一切異議、苦情などは申しません。

山形県インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する方
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない方

(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納している方
- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)

- (5) 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当する方
- ア．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方（以下「暴力団員等」という。）
- イ．暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している方
- ウ．自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している方
- エ．暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している方
- オ．暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している方
- カ．当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとしている方
- (6) 日本語を完全に理解できない方
- (7) 山形県が定める本ガイドラインおよびK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に則り山形県が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間山形県の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の公有財産売却の物件詳細画面や山形県において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (5) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発・建築などに当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (6) 物件の引渡しは現状のまま行います。物件引渡し後に除草、樹木の伐採、不要物の除去、越境物の解消、電柱等の移設等の対応が必要な場合でも、山形県では一切対応しません。関係者との協議や費用負担等全て購入者において対応していただきます。
- (7) 物件の最低売却価格は山形県の契約不適合責任を免責することを前提に不動産鑑定額より一定の値引きを行ったものであり、購入後に地下埋設物や土壌汚染等の契約の内容に適合しないものが発見された場合も、追完請求、代金減額請求、契約の解除および損害賠償請求をすることができません。
- (8) 代理による入札参加は、できません。ただし、共同入札（本項5 にて後述）の際に、共有者が代表者に委任する場合を除きます。
- (9) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (10) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転し

ます。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など山形県の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 山形県は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログインIDに登録されているメールアドレスを山形県に開示され、かつ山形県がこれらの情報を山形県文書管理規程に基づき、5年間保管すること。

・山形県から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 山形県は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア. 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書に、共同入札者全員の住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本と役員等一覧）および印鑑登録証明書を添付してください。

ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

(1) ログインIDの取得

ア. 売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

イ. 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人名でログインIDを取得する必要があります。

(2) 参加仮申し込み

ア. 売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書を入札開始2開庁日前までに山形県に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに山形県が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

(3) 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、山形県のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下、「申込書」といいます。）」を印刷し、必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添付し、山形県総務部管財課県有財産管理係に直接持参又は郵送してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

ア. 申込者が個人の場合

- ・住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
- ・印鑑証明書
- ・山形県各総合支庁税務担当課が発行する山形県税の滞納がない証明書
- ・住民票所在地市町村税務担当課が発行する個人住民税の滞納がない証明書（住所が山形県内の方のみ）
- ・住民票所在地を管轄する税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（個人事業者で課税事業者である場合のみ）
- ・本籍所在地市町村が発行する身分証明書
- ・法務局の登記官が発行する成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録に関して登記されていないことの証明書
- ・社会保険・労働保険加入状況一覧表（個人事業主で加入義務がある場合に限る）

イ. 申込者が法人の場合

- ・商業登記簿謄本
- ・役員一覧
- ・印鑑証明書
- ・山形県各総合支庁税務担当課が発行する山形県税の滞納がない証明書
- ・本社の所在地を管轄する税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者である場合のみ）
- ・社会保険・労働保険加入状況一覧表（加入義務がある場合に限る）

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、山形県が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、山形県が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、ウのみの3通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに山形県が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をＳＢペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をＳＢペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

※VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

※法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したログインＩＤで公有財産売却の参加申し込みを行います。当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ. 山形県が発行する納付書で納付

公有財産売却の参加者より必要書類が山形県に到着後、山形県から「納入通知書兼領収書」を送付しますので、山形県が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

なお、山形県が指定する金融機関で納付により入札保証金を納付する際の手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

また、山形県が指定する金融機関とは、山形県の公金収納を取り扱う下記の店舗で、一部を除き山形県外にはありません。

※下記以外の金融機関でも納付が可能な場合がありますので、金融機関に直接お問い合わせください。

区分		名称	備考
山形県指定金融機関		山形銀行	本店、支店、出張所
山形県指定代理金融機関		荘内銀行	本店、支店、出張所
山形県 収納代理金融機関	銀行	きらやか銀行	本店、支店、出張所
		みずほ銀行	日本国内の全ての店舗 (代理店を除く。)
		七十七銀行、北都銀行、東邦銀行	県内所在の支店
		ゆうちょ銀行	東北６県内の直営店、郵便局、簡易郵便局（貯金業務を行うもの）
	信用金庫等	山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫	本店、支店、出張所
		東北労働金庫、農林中央金庫	県内所在の支店
	信用組合	山形中央信用組合、山形第一信用組合、北郡信用組合	本店、支店
	農業協同組合	県内の各農業協同組合	本店（本所）、支店（支所）、出張所 ※信用事業（金融関係の業務を行う店舗）

			に限る。
	漁業協同組合	山形県漁業協同組合	本所、支所

ウ．銀行口座振込による納付

公有財産売却の参加申込者より申込書が山形県に到着後、山形県からログインIDで認証されているメールアドレス（共同入札の場合は代表者のメールアドレス）に送信する電子メールで入札保証金納付方法をご案内します。電子メールには山形県からの送信であることを証明するため、申込書に記載されている公有財産売却の参加者の個人情報付記しますので必ずそれを確認したうえで、銀行口座への振込により入札保証金を納付してください。

・銀行口座振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

(3) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「入札保証金充当依頼書」に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

山形県は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札や、原則として入札開始2開庁日前までに山形県が入札保証金の納付を確認できない者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、山形県は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア．落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ．山形県から落札者への連絡

落札者には、山形県から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

当該電子メールに表示されている整理番号は、山形県に連絡する際や山形県に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

山形県は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には山形県より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添付して山形県総務部管財課県有財産管理係に直接持参又は郵送してください。

ア．必要な書類

- ・入札保証金充当依頼書
- ・印紙税法に定める印紙税相当額の収入印紙

イ．売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ．落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

売払代金の残金納付期限は、契約締結日から起算して30日以内となります。落札者は、売払代金の残金納付期限までに山形県が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は山形県が発行する納付書で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア．クレジットカードによる納付の場合

S B ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返

還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. クレジットカード以外による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込みのみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

- (1) 売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて山形県が不動産登記簿謄本上の権利移転のみを行います。山形県のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、山形県総務部管財課県有財産管理係へ直接持参又は郵送してください。
- (2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に山形県に対して任意の書式にて申請してください。
- (3) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後2か月程度の期間を要することがあります。

3. 注意事項

- (1) 契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など山形県の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

- (1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は落札者の負担となります。
- (2) 売買代金の残金納付後、登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書を山形県総務部管財課県有財産管理係に直接持参又は郵送してください。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続

きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という。）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、山形県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、山形県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、山形県は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、山形県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、山形県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信若しくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、山形県は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインIDおよびパスワードなどを紛失若しくは、ログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず山形県は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

山形県が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、山形県県有地売払いのご案内のページ

(<https://www.pref.yamagata.jp/020006/kensei/zaisei/kobai/h20kennyuutiuriharaijouhou.html>) 以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、山形県が公開している情報（文章、写真、図面など）について、山形県に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によりします。

9. 山形県インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

山形県は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、山形県は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、山形県が掲載したものでない情報については、山形県インターネット公有財産売却に関係する情報ではありません。

<以下の部分は、全行政機関様共通で自動的に挿入されます>

■インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

■クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をＳＢペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をＳＢペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。